

別添

初等中等教育における人権教育の構成要素

1. 各国の事情は、学校システムにおける人権教育の導入及び実践を促進する可能性及び戦略に著しい影響を及ぼす。しかしながら、その結果である多様性を超えて、人権教育を発展させるための共通の傾向とアプローチは特定されることができる。この別添で包括的な形で定められている5つの要素は、既存の世界的な成功の経験と共に、本行動計画の準備段階における協議と、1995-2004年の「人権教育のための国連10年」の中間（2002年）及び最終（2004年）評価を含む、研究及び調査に基づいている。これらの要素には良い実践例が集められており、行動計画の主要な主体はそこに向けて漸次邁進することが求められている。この要素は示唆的なものであって、規定的なものではない。選択肢を提案し、行動の可能な方向を推奨し、参照手段として用いられるべきものである。これらの要素は、行動計画の国内実施戦略に沿って、各国の文脈及び国家の教育制度に適合される必要がある。

A. 政策

2. 教育政策は、コミットメントについての明確かつ一貫した声明として理解される。主に国家レベルではあるが、地域や市町村レベルも関係する政府レベルで準備され、すべての関係者との協力の下で、教育政策は、原則、定義及び目的を含み、また学校組織を通じ、すべての教育関係者のために、規準となる参照として役立つものである。

3. 人権教育は、人権に基づいた教育へのアプローチを促進するものであり、教育政策の発展及び改革の目的の中に、また教育の質的水準において、明確に述べられるべきものである。

4. 人権に基づいた教育へのアプローチは、学校システムが人権及び基本的自由を意識することを意味する。人権は、学校システム全体及びすべての学習環境に、注ぎ込まれ、実行されるものである。人権は、教育目的にのみならず、憲法、教育政策の枠組、教育関係法規、並びに国のカリキュラム及びプログラム等の重要な関連文書における教育の質の基準としても含まれる。

5. この目的のため、以下の手段は学校システムにおける人権教育の政策決定における重要な特色に対応している。

(a) 教育政策に関する文書の作成において、NGO、教員協会及び団体、専門家団体及び研究団体、市民社会団体、並びにその他の関係者を関係させることにより、政策開発に参加型のアプローチを採用する。

- (b) 人権教育に関する国際的義務を達成する¹。
 - (i) 教育の権利に関する国際文書の批准を促進する。
 - (ii) 児童の権利委員会、経済的、社会的、及び文化的権利に関する国連委員会を含む、関係する国際的なモニタリング機関への国の報告書に、人権教育に関する情報を含める。
 - (iii) 上記報告書の準備において、NGO、その他の市民社会セクター、及び人権教育専門家と協力する。
 - (iv) 国際的なモニタリング機関による勧告を公表し、これに応じる
- (c) 教育への権利に基づいたアプローチ並びに人権教育に関する政策及び法律を策定する。
 - (i) 教育法に人権教育を含める。
 - (ii) すべての法規が人権教育の原則と足並みを揃えることを確保し、法規の矛盾を監視する。
 - (iii) 人権教育に関する特別法を制定する。
 - (iv) 政策が、人権教育に関連する研究に基づくものであることを確保する。
 - (v) 意思決定及び刷新における自立性を行使できるよう学校及び学校の指導部を強化する。
 - (vi) 教育実施報告（説明責任）の政策と、人権の原則との一致を確保し、人権教育における特別の説明責任政策を確立する。
 - (vii) 地方当局に対し、人権教育を実施及び支援するにあたっての役割及び責任についての指針を提供する。
- (d) 政策策定において一貫性を確保する
 - (i) 人権教育を、初等中等教育の分野別国内計画、すなわち「万人のための教育（EFA）」の国内計画、及び「国連持続可能な開発のための教育10年」（2005－2014）の国内政策の枠組に含める。
 - (ii) 人権教育を、国内人権計画、人種主義、人種差別、外国人排斥及びそれらに関連する不寛容に対する国内行動計画、並びに国内貧困削減戦略に含める。
 - (iii) 人権教育に関する異なる計画とそれぞれの分野との間の、一貫性、関連性、及び相互作用性を確保する。
 - (iv) 人権教育政策と他分野の政策（司法、社会、青少年、保健等）を関連させる
- (e) 人権教育をカリキュラムに含める。
 - (i) 政策が、人権教育に関連する研究に基づくよう確保する。
 - (ii) 国家のカリキュラム及び教育基準全般において、人権の価値、知識、及び態度を、読み書き及び計算スキル及び技能を補完する基礎的技術及び技能として認める。
 - (iii) 概念、目標、並びに指導及び学習の目的及びアプローチを設定した、人権教育

¹ 経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、教育における差別待遇の防止に関する条約に由来する諸義務。

- のための国家カリキュラムを特別に作成する。
- (iv) 必須科目又は選択科目として、教科に基づき、及び／又は、カリキュラム横断の形で、カリキュラムにおける人権教育の位置づけを学校のレベルに応じて定義付ける（これにより、人権は、すべてのカリキュラムの教科に含まれることになる）。
 - (v) 人権の指導及び学習を、とりわけ市民教育、社会科、及び歴史科の正式かつ明確な要素とする。
 - (vi) 人権の指導及び学習を、学校におけるカリキュラム（学校によって決定される指導及び学習プログラム）の、正式かつ明確な要素とする。
 - (vii) 人権教育を職業教育及び研修に含む。
 - (viii) 人権教育のための特別な教科書を作成すると共に、人権の原則と一致するよう教科書を改訂するための指針を策定する。
 - (ix) 学校の統治、運営、懲戒処分手続き、統合方針、並びにその他の学校文化及び教育へのアクセスに影響を及ぼす規制や実践への、人権に基づいたアプローチを促進する。
 - (x) 人権の価値、知識、及び姿勢についての生徒の達成に関する評価及びフィードバックの適切な手法を開発する。
- (f) 以下の事項を含む、人権教育に関する包括的な研修政策を採用する。
- (i) 指導者に対する研修、並びに校長、着任前及び着任中の教員への研修及びその他の教育関係者への研修。
 - (ii) すべての着任前及び着任中の教員研修方針及び計画における、生徒及び教員の権利、責任、並びに参加に関する情報。
 - (iii) 人権教育の研修活動を行っているNGO及びその他の市民社会セクターを認識、認定、及び支援する。
 - (iv) 人権教育を、教育関係者の資格、認可、及びキャリア向上、並びにNGOの研修活動の認可の基準とみなす。

B. 政策実施計画

6. 効果的な教育政策の開発及び改革には、明確に規定された手段、メカニズム、責任、及び資源を含む、明白な政策声明及び一貫した実施戦略の双方が求められる。このような実施戦略は、政策の一貫性、モニタリング、及び責任を確保する手段である。これは、政策と実施及びレトリックと現実のギャップ、並びに分散的又は矛盾した方法、場当たりの、若しくは自発的に、実践がなされる状況を回避するのに役立つ。

7. 人権教育は、教育システム全体における変化を意味する。しかし、政策声明やコミットメントそれ自体は、このような教育における変化を確実にするには不十分である。政策実施計画の立案が、効果的な人権教育における重要な特色である。

8. 人権教育政策の実施は、分権、民主的な統治、学校の自立性、及び教育システムにお

ける権利及び責任の共有といった、教育行政における現在の傾向と一致している必要がある。地方自治体や学区；校長、教員及びその他の教育関係職員並びに教員の組織又は団体；生徒及び保護者；調査団体及び研修機関；NGO、その他の市民社会セクター、及びコミュニティというように、関係者が多様にわたることから、教育システムについての責任は教育省のみにあるとすることはできず、そうするべきでもない。

9. 国の当局と地方／学校レベルの双方が教育の行政、向上、及び革新について責任を負っているという事実は、それぞれのレベルが特定の役割をもつことを意味する。中央政府の役割は、共通の政策枠組並びに実施及び責任のメカニズムを定めることである。地方／学校レベルの役割は、地域の多様性及びニーズを考慮に入れ取組む道を探すとともに、人権面を含む学校の特色を発達させることにある。さらに、教育上の目標と、教員、その他の教育関係者、並びに保護者及び生徒による指導及び学習の実践の発展のオーナーシップが確保されなければならない。

10. この文脈において、以下の要素が国家当局による政策実施の組織化及び重要な実施手段のための良い実践例を示している。

(a) 政策実施の組織化。

- (i) 手段の種類、関連教育機関の間での任務の分担及び責任の特定、機関間の意思疎通及び協力方法、具体的な指標を伴う政策実行の日程等を含む、人権教育の分野における国内実施戦略を準備する（行動計画内の国内実施戦略第2段階を参照）。
- (ii) 国内実施戦略の調整の責任を負う教育省内の部局の指定あるいは強化。
- (iii) 社会及び法的問題、青少年、ジェンダー等を含む、人権及び人権教育に関する異なるセクターや部門の間の協力を確保する。
- (iv) 実施の一貫性を確保するため、この分野に関係するあらゆる関係主体の人権教育における連合の創設を促進する。

(b) 政策実施手段。

- (i) 人権教育のため十分な資源（財政的、人的、時間的）を分担する。
- (ii) 関係者が十分かつ効果的に政策の開発及び実施に参加できるよう、適切なメカニズムを設立する。
- (iii) 上記の国内実施戦略を公表及び普及させ、関係者、受益者及び広く一般に議論及び支持されることを確保する。
- (iv) 上記セクションAの第5段落（d）で示された様々な計画に責任をもつ関係者間の意思疎通及び協力を体系化する。
- (v) 人権教育アプローチを、教育システム全体に広げる前に、選択した学校で先行して実施することを考慮する。
- (vi) 国家レベルでの人権教育に関するイニシアチブ及び情報（様々な背景及び国々からの良い実践例、教材、行事）を収集及び普及するための資料センターを特定及び支援する。
- (vii) 例えば、人権の知識、学校における人権教育の実践、生徒の学習成果、及び人

権教育の効果に関する調査を支援及び推進する。

- (viii) 学校、研究機関及び大学間での協力と同様に、人権教育に特に力を注いでいる学術機関による人権教育に関する研究を推奨する。
- (ix) 国際調査及び比較研究に参加する。
- (x) 教育全般に人権に基づいた質を確保するシステム（学校の自己評価、改善計画、及び学校査察等を含む）を創設し、人権教育のための質を確保する特定のメカニズムを作る。
- (xi) 学習者及び教育者をモニタリング及び評価のプロセスの実行に直接関与させ、自己啓発及び自己評価を促進させる。

C. 学習環境²

1 1. 人権教育は、認識学習の範囲を越え、学習及び指導過程に関わるすべての者の社会的及び情緒的発達を含む。人権教育は、学校地域の中で、また、より広範囲な周辺地域との相互作用を通して、人権が実践され、実感されているような、人権文化を発展させることを目的としている。

1 2. この目的のため、人権の指導及び学習が人権に基づいた学習環境の中で行われることを確保することが不可欠である。教育目標、実践、及び学校組織が、人権の価値及び原則と一致することを確保することが不可欠である。同様に、学校内外における文化及び地域がこれらの原則を受け入れていることが重要である。

1 3. 人権に基づいた学校は、相互理解、尊重及び責任により特徴づけられる。この学校は、学校地域のすべての構成員に、平等な機会、帰属意識、自立性、尊厳、及び自尊心を促進する。この学校は、子供を中心とし、適切かつ重要な学校であり、そこでは、学習目標及び学校倫理として、すべての者にとって明白かつ区別的に人権が特定される。

1 4. 人権に基づいた学校は、学校地域のすべての構成員の責任であり、学校の指導部は、これらの目的への到達を有利かつ可能にする状況を作る等一義的な責任を負っている。

1 5. 人権に基づいた学校は、以下の要素の存在及び効果を確保する。

- (a) 学校における人権の政策声明及び実施規定は、明白かつ共有され、以下の事項を含む。
 - (i) 役割及び業務の明確な配分に基づく、生徒及び教員の権利及び責任に関する憲章。
 - (ii) 争いを解決し、暴力やいじめに対処する手続を含む、暴力、性的虐待、ハラスメント、及び体罰から自由な学校のための行動基準。

² 本章は「学習環境」という語を用いているのは、学校のガバナンスとマネージメントに関する論点に取り組むためである。学校の必需品や衛生、健康、衛生的な水、食料といった、他の学習環境の側面を含んでいない。

- (iii) 入学、奨学金、進級、昇格、特別プログラム、適性、及び機会についての、学校地域におけるすべての構成員を保護する非差別政策。
- (iv) 祭典又は賞を通じた、人権達成の表彰及び称賛。
- (b) 人権に基づいた学校における教員は、以下の事項を有する。
 - (i) 学校の指導部による、人権教育に関する明確な委任。
 - (ii) 人権教育の内容及び方法論における教育並びに継続的及び専門的な開発。
 - (iii) 人権教育における、新しく革新的な良い実践例の開発及び実践の機会。
 - (iv) 地方的、国家的、国際的レベルでの人権教育者のネットワーク構築を含む、良い実践例の共有メカニズム。
 - (v) 人権の原則を反映した教員の採用、雇用継続、及び昇格の政策。
- (c) 人権に基づいた学校における生徒は、以下の事項を有する。
 - (i) 年齢及び発達能力に応じた、自己表現、責任、及び意思決定への参加機会。
 - (ii) 関心を表明、仲介、及び主張するための、活動を組織する機会。
- (d) 学校、地方政府、及びより広いコミュニティとの間に、以下の事項を含む相互作用が存在する。
 - (i) 児童の権利及び人権教育の重要な原則についての保護者及び家族の意識向上。
 - (ii) 人権教育のイニシアチブと事業への保護者の関与。
 - (iii) 保護者の代表者組織を通じた学校的意思決定への保護者の参加。
 - (iv) とりわけ人権問題に関し、コミュニティにおける生徒の課外事業及び貢献。
 - (v) 意識向上及び生徒支援の機会のための青少年グループ、市民社会、及び地方自治体との連携。
 - (vi) 国際交流。

D. 指導及び学習

16. 学校システムにおいて、指導及び学習は人権教育における重要なプロセスである。

17. これらのプロセスが初等中等教育において、何をもち、いかに組織されるかという、法的及び政治的根拠が、人権教育政策並びに教員及びその他の教育関係者の教育及び専門的能力の開発を通じて、提供される必要がある。

18. 学校システムへの人権教育の導入及び改善は、プログラムの目的及び内容、資源、方法論、並びに査定及び評価の統合、教室を越えた視座、及び学校地域の異なる構成員間のパートナーシップの構築により、指導及び学習への全体的視野からのアプローチの採用を要求する。

19. 以下の要素は良質な人権の指導及び学習を達成するために必要である。これらは、国家及び学校レベルにおける政策立案者、教員、及びその他の学校関係者に向けられている。

- (a) 指導及び学習の内容及び目的について。
- (i) 獲得されるべき基本的な人権の技術及び技能を明確にする。
 - (ii) 初等教育の出来る限り早い段階で始まるカリキュラムのすべての側面に、人権教育を含ませる。
 - (iii) 人権教育の学習内容及び目的を、生徒の年齢及び発達能力に適合させる。
 - (iv) 認知的（知識及び技術）学習成果及び社会的／感情的（価値、態度、及び行動）学習成果を同等に重視する。
 - (v) 人権の指導及び学習を、生徒の日常生活及び関心に関連させる。
- (b) 指導及び学習の実践及び方法論について。
- (i) 人権に関して首尾一貫した指導方法を採用し、個々の生徒の尊厳を尊重し、生徒に平等な機会を与える。
 - (ii) 教室及び学校地域に、子供に優しく、信頼でき、安全かつ民主的な環境を作り出す。
 - (iii) 生徒の能力を開発し、活発な参加、協力的な学習並びに連帯感、創造力、及び自尊心を促す、学習者を中心にした方法及びアプローチを採用する。
 - (iv) 生徒の発達段階、能力、及び学習スタイルに適切な方法を採用する。
 - (v) 生徒が実践を通じて学び、人権を実践できる経験に基づいた学習方法を採用する。
 - (vi) 世話役、学習指導者、又は助言者として行動する教員により、経験的な指導方法を採用する。
 - (vii) NGO又はコミュニティで利用できる、関連する非公的かつ私的な学習活動、資料、及び方法の良い実践例にアクセスする。
- (c) 指導及び学習の教材について。
- (i) 人権教育の教材が、関連する文化的背景並びに歴史的及び社会的発展に根ざした人権の原則から生じたものであることを確認する。
 - (ii) 人権教育教材の収集、共有、翻訳、及び採用を奨励する。
 - (iii) 人権の原則に合致するよう、カリキュラム全体の教科書及び教材の見直し及び改訂を行う。
 - (iv) 上記の指導及び学習のアプローチにおける活発な参加を奨励する、教員用指針、手引き、教科書、漫画並びに映像及び創造的な芸術的補助教材のような様々な教材や資料が人権に合致するよう開発を支援する。
 - (v) 十分な量及び適切な言語で（多言語国家では教材が広く理解される言語で開発されるように、学校における言語多様性の徹底的な調査が行われなければならない）人権教材を普及させ、その使用に関係する職員を研修する。
 - (vi) 公表に先立ち特別な国内のチームが吟味することで、これらの資料が人権の原則に合致し、現実生活の状況に関連することを確保する。
 - (vii) NGOが作成する、種々の教育資料の出版、広範な普及及びアクセスを認める。
- (d) 指導及び学習の支援について。

- (i) 人権教育における指導及び学習の良い実践例を収集及び普及する。
 - (ii) 人権教育における指導及び学習に関する、図書館やデータベースを含む、アクセスしやすい情報センターを確立する。
 - (iii) 教育者及び生徒内のネットワーク構築及び人権教育の実践についての交換を促進する。
 - (iv) 人権教育の指導及び学習への調査を促進する。
- (e) 新たな情報技術の利用について。
- (i) 人権教育に関係するウェブサイトを立ち上げ、又は活用する。
 - (ii) 学校と連携した遠隔学習プログラムを開発する。
 - (iii) 生徒及び教員に対し、人権教育のための新たな情報技術の利用を可能にする。
 - (iv) 地方、国内、及び国際的に他校の生徒及び教員との間で人権問題に関するオンライン討論グループを奨励する。
- (f) 評価及び査定について。
- (i) 人権教育のプロセス、成果、及び効果について吟味、評価、及び測定するための指標を開発し、適切な方法を特定し、適切なツールを設計する。
 - (ii) 教員及び生徒同士の観察及び報告、生徒の体験、個人作業並びに得られた技術及び技能（生徒のポートフォリオ）の記録、並びに生徒の自己評価といった、人権教育に適切な評価及び査定の方法を用いる。
 - (iii) 透明性（成績の基準及び理由の説明、生徒及び保護者の情報）、平等性（すべての教員がすべての生徒へ同一の基準を用いる）、及び公正性（評価の濫用の回避）といった、すべてのカリキュラムにおける生徒の達成度の評価及び査定に人権の原則を適用する。

E. 教員及びその他の教育関係者の教育及び専門的能力の開発

20. 初等中等教育に人権教育を導入することは、学校が、人権の学習及び実践のモデルとなることを意味している。学校地域において、カリキュラムの主たる管理人である教員が、この目的に到達するために重要な役割を担っている。

21. 教員がこの重要な責任を効果的に達成するためには、多くの要因が考慮に入れられる必要がある。第一に、教員自身が権利の保持者である。彼らの専門的地位を認識及び尊重し、彼らの自尊心を支持することは、彼らが人権教育を促進するための必須条件である。一方で学校の運営者及び指導部は、もう一方で教育政策策定者は、教員が指導及び学習の実践において新しいものを導入していくよう支持し、また能力を開発していかなければならない。教員及びその他の教育関係者に対する適切な教育及び専門的な開発が確保されなければならない。

22. 学校地域において、人権についての意識向上及び人権教育の研修の機会は、教員のみでなく、校長、学校経営陣、学校監査人、学校の事務職員、地方及び国家当局の教育関

係者及び立案者、並びに保護者のためにもあるべきである。

23. 適切な教育及び専門的な開発の設計及び組織化は、複合的な研修システムや様々な背景のために、教育省、教育学部並びに人権機関及びユネスコの人権教育議長を含むその他の学部を通じた大学、教員研修機関、教員及びその他の関係者の団体及び専門家団体、国内の人権機関、NGO、国際的及び地域的政府間組織といった多様な関係者の間で共有される。

24. 政策及び法的指針が、研修活動実施の枠組を提供し、人権文化を促進及び育成するために、研修カリキュラム、指導及び学習の内容及び実践、並びに教育政策は、一貫していなければならない。

25. 教員は手本という機能を伴うことから、効果的な人権教育は、関係する価値、知識、技能、態度、及び実践を、教員が習得し、伝達することを意味する。教育及び専門的能力の開発は、教員の人権に関する知識、コミットメント及び動機を促進しなければならない。同様に、人権の原則は、専門的实施及び他の教育関係者の行動の本質的な基準である必要がある。

26. 教員及びその他の職員の研修及び専門的能力の開発は、個々の背景に沿ったニーズ及び対象とする集団に合わせて、調整されなければならない。これは、教員及びその他の教育専門家の主張及び意識向上、指導者の研修、初期／着任前研修、着任中の研修を通じた定期的かつ継続的な開発、人権教育専門の教員の研修、並びにすべての初等中等学校の教員の研修カリキュラムへの人権の原則の導入を含む。

27. 教員及びその他の職員の教育及び専門的な開発の政策及び実践は、以下の要素とアプローチを考慮したものでなければならない。

- (a) 以下の要素を含んだ人権教育に関する研修カリキュラムの開発。
 - (i) 人権、人権の普遍性、不可分性、及び相互依存性への知識、及びその保護メカニズム。
 - (ii) 公的教育、非公的教育及び私的教育間の連携を含む、人権教育に基づいた教育理論³。
 - (iii) 人権教育と、他の同種の教育（例えば持続可能な開発のための教育、平和教育、国際教育、多文化教育、市民権及び価値の教育）の連携。
 - (iv) 人権教育の目的、とりわけ、人権に関する技術及び技能の学習。
 - (v) 人権教育の指導及び学習の方法論並びに人権教育における教員の役割。
 - (vi) 人権について民主的かつ一貫した教員及びその他の教育職員の社会的スキ

³ 一般的に、「公的教育」とは学校教育、職業教育、及び大学教育を、「非公的教育」とは、成人教育や、地域的あるいは課外活動といった、「公的教育」を補完する教育のかたちを、そして「私的教育」とはNGOの実施によるものなど、教育システムの外部で展開される活動を意味する。

- ルとリーダーシップ。
- (vii) 教員及び生徒の権利及び責任並びに彼らの学校生活への参加。学校における人権侵害の特定及び対処。
 - (viii) 人権に基づいたコミュニティとしての学校。
 - (ix) クラス内及びクラス間、学校及びより広いコミュニティとの関係。
 - (x) クラス内及び学校内の協力的な方法及びチームワーク。
 - (xi) 人権教育における評価及び査定。
 - (xii) 既存の人権教育教材に関する情報並びにそれらを見直し及び選択する又は新教材を開発する能力。
 - (xiii) 人権の原則に基づいた学校の自己評価及び計画作成。
- (b) 適切な研修方法論の開発及び利用。
- (i) 成人学習者への適切な研修方法、とりわけ学習者を中心にしたアプローチ並びに価値及び行動についての意識向上へと導くモチベーション、自尊心、及び情緒面での発達への取組⁴。
 - (ii) 参加型、双方向的、協力的かつ経験及び実践に基づいた方法、理論と実践の連携、並びに職場、とりわけ教室における学習した技術の検証といった、人権教育における研修の適切な方法。
- (c) 適切な研修の資料及び教材の開発及び普及。
- (i) 人権教育研修における良い実践例の収集、普及、及び交換。
 - (ii) N G O 及び他の市民社会のセクターにより開発された研修の方法論の評価及び普及。
 - (iii) 着任中研修の一環としての教材開発。
 - (iv) オンライン教材及び資料の開発。
- (d) 様々な教育及び指導の提供者間のネットワーク構築及び協力。
- (e) 国際的な教育、並びに研修活動及び意見交換の促進及び参加。
- (f) 研修活動の妥当性、実用性、及び効果に関する研修生の自己評価及び認識を含む研修活動の評価。

⁴ 成人教育についての基本的な方法論については、国連人権高等弁務官事務所出版の「人権トレーニング」を参照すること。